

型式証明データシート第 26 号

我が国の航空法及び同法施行規則の耐空性要件を満足するものとして、ここに型式証明第 26 号の航空機に関するデータシートを発行する。

型式証明所有者

川崎重工業株式会社

兵庫県神戸市中央区東川崎町 3 丁目 1 番 1 号

川崎ヒューズ式 369 H S 型（回転翼航空機普通 N 又は特殊航空機 X

昭和 46 年 2 月 27 日承認）

(1) 発動機

アリソン 250-C18A 又は 250-C20 1 基

(2) 燃料

飛行規程参照。

(3) 発動機限界

250-C18A

	<u>離陸出力（制限 5 分間）</u>	<u>連続最大出力</u>
軸馬力:	278SHP	243SHP
トルク:	236ft-lb (80.3psi)	208ft-lb (70psi)
ガス・プロデューサ		
回転数 N ₁ :	53,165rpm(104%)	53,165rpm(104%)
出力軸回転数 N ₂ :	6,240rpm(104%)	6,240rpm(104%)
ガス温度:	1,380° F(749°C)	1,280° F(693°C)

250-C20

	<u>離陸出力（制限 5 分間）</u>	<u>連続最大出力</u>
軸馬力:	278SHP	243SHP
トルク:	236ft-lb (64.5psi)	208ft-lb (56psi)
ガス・プロデューサ		
回転数 N ₁ :	53,000rpm(104%)	53,000rpm(104%)
出力軸回転数 N ₂ :	6,256rpm(104%)	6,256rpm(104%)
ガス温度:	1,460° F(793°C)	1,358° F(737°C)

ページ	1	2	3	4
改訂番号	0	0	0	0

発動機のその他の限界については飛行規程参照。

(4) ローター回転速度限界

250-C18A

発動機不作動時（回転翼回転計）

最大: 514rpm

最小: 400rpm

発動機作動時（発動機回転計）

最大: 489rpm(104% N₂)

最小: 484rpm(103% N₂)

250-C20

発動機不作動時（回転翼回転計）

最大: 523rpm

最小: 400rpm

発動機作動時（発動機回転計）

最大: 489rpm(104% N₂)

最小: 484rpm(103% N₂)

(5) 対気速度限界（IAS）

超過禁止速度：240km/h (130kt)

高度、温度による超過禁止速度の低減については飛行規程参照。

(6) 重心位置範囲

<u>全備重量</u>	<u>縦 方 向</u>		<u>横 方 向</u>	
	<u>前方</u>	<u>後方</u>	<u>左方</u>	<u>右方</u>
2,401～2,550 lb	STA99 in ～	STA104 in	－3 in ～	＋3 in
2,201～2,400 lb	STA97 in ～	STA104 in	－3 in ～	＋3 in
2,001～2,200 lb	STA97 in ～	STA104 in	－3 in ～	＋4 in
		STA105 in	－1 in ～	＋3 in
2,000 lb 以下	STA97 in ～	STA104 in	－3 in ～	＋5 in
		STA106 in	－1 in ～	＋3 in

* 2

* 2

注： 1. 横方向“＋”は前方に向かって中心線の右側、横方向“－”は左側を示す。

*2. この間は直線的に変化する。

(7) 空虚重量時の重心位置範囲

なし

(8) 最大重量

2,550 lb

(9) 最小乗組員数

1 名（左座席：操縦者）

(10) 最大搭乗者数

標準座席装備時：5 名

（操縦者 1 名、乗客 4 名）

乗客用 4 人座席装備時：7 名

(操縦者 1 名、乗客 6 名)

(11) 最大荷物搭載重量

STA78.5in～STA124in 間： 115 lb/ft² 以下で 1,300 lb
STA55in 収納箱： 50 lb

(12) 燃料容量

総容量： 416 lb
使用可能容量： 412 lb(STA98.2in)
上記の燃料重量は JP-4 燃料に基づいている。

(13) 滑油容量

発動機滑油量： 5.9 lb(STA138.2in)
メイン・トランスミッション滑油量： 7.00 lb(STA105.0in)

(14) 最大運用高度

20,000 ft

(15) 機軸基準位置 (Datum Line)

前後方向 STA.0： 前部ジャッキング点の前方 96.89in
水平位置 W.L.0： 前部ジャッキング点の下方 11.98in

(16) 舵面の動き

メインテナンス・インストラクション参照。

(17) 製造者による製造番号

6601～6650

(18) 証明基準 (Certification Basis)

型式証明の申請は、昭和 45 年 2 月 14 日に行われた。

- ・ 航空法施行規則 附属書第 1「航空機および装備品の安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準」
- ・ 耐空性審査要領第 IV 部（昭和 35 年 12 月 28 日付空検第 443 号。ただし、昭和 45 年 12 月 15 日付空検 511 号による特別要件を含む。）

(19) 装備品

装備品一覧表参照。

(20) 特殊装備品

カーゴ・フックを装着したときは耐空類別 X に基づく飛行規程に従って運用する。

(22) マニュアル類

飛行規程

メンテナンス・インストラクション

(23) 必須装備品

基本の必須装備品は、航空法又は同法施行規則で定められる適切な装備を航空機に搭載するように定められている。

(24) サービス情報

航空局承認の技術通報（SB）及びその他のサービス情報がある。

注 1) 現在の重量及びバランスは、使用者が航空局の承認された方法に従って重量及びバランスを取り直した場合を除き、航空機の最初の耐空証明時点から常時維持しなければならない。

注 2) ヘリコプターは航空局承認の飛行規程に従って操縦されなければならない。航空局承認の飛行規程、適切な運航規則又は証明基準（Certification Basis）により要求されている全てのプラカードをヘリコプターに掲示しなければならない。